

令和 3 年 10 月作成

令和 4 年 4 月改定

令和 5 年 4 月改定

学会参加時等の託児費補助制度実施要項

1 目的

学会参加時等の託児費補助制度は、国内・国際学会、地方会・研究会、研修会など（オンラインを含む）に参加する育児中の女性研究者が、託児サービス（ベビーシッター、一時預かり保育、ファミリーサポート、開催学会等の託児サービスなど）を利用する際、その費用を補助することにより、女性研究者の研究環境の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

女性医療人キャリア形成センター ダイバーシティ環境整備事業推進室を実施主体とする。なお、本制度は令和 3 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(先端型)」の一環として実施する。

3 制度の内容

対象者が国内・国際学会、地方会、研究会、研修会など（オンラインを含む）に参加し、対象となる託児サービスを利用した場合、利用料金の一部または全額を補助する制度

4 実施方法

制度の実施方法については、以下の通りとする。

(1) 対象者

12 歳（小学生）以下の子どもを持つ、東京女子医科大学に在籍する女性医師等女性研究者（ただし教授、非常勤、大学院生を除く）

(2) 対象となる学会等

オンラインによる参加も含む

- ・国内学会、地方会、研究会（原則として筆頭演者であること）
- ・国際学会
- ・研修会、講習会（研究および業務上必要とされるもの）

(3) 対象となる託児サービス

- ・一時預かり保育
- ・ベビーシッター派遣サービス（全国保育サービス協会加盟事業者に限る）
- ・「女子医大・東京医大ファミリーサポート」および各市区町村実施のファミリーサポートセンターによる育児支援

・上記学会等の託児サービス

(4) 補助金額

対象となる子ども一人につき、1回1万円までで実際に支払った金額。
同一申請者は年度内に6回まで申請可能。

(5) 申請方法

以下の申請書類をそろえて女性医療人キャリア形成センターに提出する。

①託児費補助制度利用申請書

②学会等の開催概要（日時、会場、開催形式など）が分かる資料
（プログラム等）

③学会等の参加証の写し等、参加したことを証明するもの

④託児サービス利用料の領収証

※②③については、出張届にオリジナルを提出している場合はその写しでも可。

(6) 申請期間

・託児サービス利用期間終了後1か月以内

・補助対象とする期間はホームページ、チラシに掲載する。

・補助総額に達した場合は、当該年度の託児費補助を終了とする。

※申請書類に関しては、補助の有無に関わらず返却しない。

(7) 支払い方法

概ね申請の翌月に申請者の給与振込口座に入金する。

(8) その他

申請書記載の個人情報は、個人情報保護法を遵守し、厳正に管理した上で、この募集を含め本事業に関連する業務上必要な範囲に限定して利用する。

(9) 問い合わせ先

女性医療人キャリア形成センター ダイバーシティ環境整備事業推進室
e メールアドレス: cdc.bm@twmu.ac.jp

以 上